

平成25年12月20日

滝川市議会議長 水口典一様

滝川市長 前田康吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成25年12月16日付け滝議第166号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

| | |
|------------------------|---------|
| 市民生活部長 | 樋 郡 真 澄 |
| 市民生活部参事 | 石 川 雅 敏 |
| 市民生活部くらし支援課長 | 配 野 英 夫 |
| 市民生活部くらし支援課副主幹 | 原 田 暢 裕 |
| 市民生活部くらし支援課まちづくりセンター所長 | 工 藤 恒 裕 |
| 保健福祉部長 | 佐々木 哲 |
| 保健福祉部次長 | 中 川 啓 一 |
| 保健福祉部福祉課長 | 国 嶋 隆 雄 |
| 保健福祉部福祉課副主幹 | 杉 山 敏 彦 |
| 保健福祉部子育て応援課副主幹 | 前 田 昌 敏 |
| 保健福祉部介護福祉課長 | 松 澤 公 和 |
| 保健福祉部介護福祉課副主幹 | 深 村 栄 司 |
| 保健福祉部介護福祉課主査 | 須 藤 公 夫 |
| 市立病院事務部長 | 鈴 木 靖 夫 |
| 市立病院事務部次長 | 田 湯 宏 昌 |
| 市立病院事務部事務課副主幹 | 澤 田 忠 信 |
| 市立病院事務部事務課主査 | 大 崎 直 樹 |
| 市立病院事務部事務課主任主事 | 高 林 宏 光 |

(総務部総務課総務グループ)

第33回 厚生常任委員会

H25. 12. 26 (木) 午後1時30分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

1. 所管からの報告事項について

《市立病院》

(1) 滝川市立病院改革推進プラン推進委員会の開催結果報告について (資料) 事務課

《市民生活部》

(2) 「未来へつなぐ市民力推進事業」の審査結果について (資料) まちづくりセンター

(3) 「ごみ処理手数料改定とごみの分別見直し」に係る説明会の開催結果について (資料) 暮らし支援課

《保健福祉部》

(4) 滝川市子ども・子育て会議の開催結果について (資料) 子育て応援課

(5) 滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について (資料) 介護福祉課

① 第32回厚生常任委員会における資料要求について

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第33回 厚生常任委員会

H25.12.26 (木)13:30～

第一委員会室

開 会 13:30

委員長 ただいまから第33回厚生常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、委員は全員出席です。議長の出席をいただいております。委員外議員として渡辺精郎議員、井上議員の出席を許可します。北海道新聞、一般市民の方の傍聴を許可します。

なお、穏やかな年末を迎えようとしておりますけれども、週末以降天気が荒れるというようなことも聞いております。交通事故等には十分注意されてお過ごし願いたいと思います。

本日の委員会の案件は、市立病院1件、市民生活部2件、保健福祉部2件の計5件となっております。最後の保健福祉部からの滝川市社会福祉事業団への譲渡等についての臨時会前の審査は本日をもって終結したいと思います。また、その進め方について若干冒頭説明させていただきますが、まず所管からの資料説明を受けます。2番目に、前回残しました窪之内委員の質疑をお受けいたします。3番目に、前回清水委員からの質疑に対する答弁の内容が不明瞭であったため、その答弁を再度いただくこととなります。そして、最後に今までの質疑の確認等につきまして、さらに委員の皆さんから質疑をお受けいたしたいと思います。そのような進め方でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、早速所管からの報告に入らせていただきます。

1. 所管からの報告事項について

(1)、市立病院より滝川市立病院改革推進プラン推進委員会の開催結果報告についての説明を求めます。

(1) 滝川市立病院改革推進プラン推進委員会の開催結果報告について

(別紙資料に基づき説明する。)

大崎主査

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

木 下

改革プランの実施状況の2ページ目、事業規模・形態に見直しの欄の中で平成25年3月までに公営企業法の全部適用について方向性を出すと書いていますけれども、公営企業法の全部適用とはどのようなことか教えてください。

鈴木部長

公営企業法という法律に基づいた企業会計の仕組みということで、現在は公営企業法の一部適用ということで会計の部分だけ適用させております。今ある院長の権限とか、病院で行えるようなことが全部適用によって可能になるということも含めて、全部適用を適用するかどうかという検討を24年度に行ったのですが、結果的には今の一部適用のままで様子を見ていくというのが結論になったということで先ほど報告させていただいております。

木 下

25年3月までに公営企業法の全部適用について方向性を出すということを書いていますが、難しかったということは今事務部長が言われましたけれども、全部適用にしたらどのようなメリットがあるのか、職員の関係も院長の権限で全部直轄でできるという考え方でよろしいのでしょうか。

鈴木部長

事業形態に関しましては全部適用ですとか、独立行政法人とか、いろいろなさまざまな形態がある中で、最近言われているのは公営企業法の全部適用にすべきではないかということです。その主な原因というのはやはり市と病院との関係、権限の問題も含めてなかなかスムーズに病院の行動性が発揮できないというようなこともあって、そういうことを可能にするために公営企業法を全部適用して病院に全ての機能ではないですが、事業管理者というものを置かなければなりませんけれども、一部市長の権限が移るということからスムーズに病院の経営、判断、いろんな人材の採用も含めていくということなのですが、現状うちの病院は市との関連でいけばその辺の関係もスムーズにいと院長も判断をされていますし、今その公営企業法にする大きな課題が滝川市立病院にあれば、そういった方向にすぐということもあったのでしようけれども、当面はそういった大きな障害もないということもありまして、現状の一部適用で経営を行っていくということで24年10月の厚生常任委員会でもこのことに関しては報告させていただいていますけれども、今回もそのような結果でご報告をさせていただいたということです。

委員長
窪之内

ほかに質疑ございますか。

全体としてなのですが、改革プランとしては、結果は良好だったと。それで、今見ても目標を達成したというところが多いのですけれども、こういった中でも次期に向けての課題として大きく挙げられるところは何なのかということと、決算委員会でも聞いたのかもしれないのですけれども、例えば入院患者数が目標よりいかなかったと。一方では、手術件数が目標より達しているということもあって、手術した患者の入院の期間が短くなってきているということなのか。その辺、入院のベッド数が目標達成できなかったというところはこういったところにあるのかお聞きします。今一部適用を継続するという方向を出したということなのですが、全部適用の場合に医師確保、看護師確保の給与の面では独自の判断ができて、そういう確保対策が進むのではないかと全部適用での期待というのもあったのだと思いますが、その辺は一部適用のままで大丈夫だという判断をしたと理解していいのかお伺いしたいと思います。

鈴木部長

24年度の決算と改革プランの決算比較で入院患者が非常に落ち込んだということで、この患者数の動向につきましてはなかなか分析が難しい状況にあります。ただ、24年度の全道の自治体病院の状況を見ますと、ほぼ9割方が患者数を減らしているという病院が多かったということで、当院は23年に市立病院を開院したということで非常に23年の患者数が大幅にふえたということも含めて、23年に改革プランとあわせて収支計画の見直しをさせていただいた経過があります。その患者数の状況を踏まえた計画、改革プランの人数だったということもあって、そこから見ると23年度よりは入院は落ちたと。その分、先ほど言いましたように単価が非常に上がっているという部分に関しましてはDPCの分析も含めて、また平均在院日数の問題も含めてその辺の単価が上がったと思いますが、平均在院日数に関しましては現状の7対1の在院日数の基準といいますが、そういったものをクリアするぎりぎりの日数の中で動いている部分もありますので、どんどん退院をさせてというような状況ではありません。やはり基幹病院として急性期だけではなくて慢性的な部分も担わなければいけないという部分も当院としてはあると思います。手術件数の問題につきましては整形の先生方が中心で整形の件数と、あと眼科の関係のオペ件数がふえたということ

で手術件数がふえている状況だと思います。全部適用によって、給与の条例を独自に制定することはできます。今回砂川市立病院が全部適用を決めたということで、どのような形で職員の給与がこれから動くかどうかはわかりませんが、ただ、今までの私どもの情報の中で独自に給与条例を持って一般行政と違う大幅な給与アップを全部適用に基づいてやったというのはなかなか事例としては聞こえてこない。滝川市の場合につきましては、初任給とかいろいろな手当を含めて今の一部適用の中でやれる範囲やっていますので、そのことが大きな足かせになるとは考えていません。

次期の課題ということですが、病院の中で3年間の中期計画を持ちながらやっていますが、ハード的な面は新築されましたが、今後医療情報のシステム更新とか、そういったものが二、三年後に考えていかなければいけない。今はオーダーリングでやっていますが、電子カルテにいくのかとか、そういった問題も内部では検討を始めているという状況で、大きく病院の中ではそういうものが今後の課題だと思っています。また、人の問題につきましては看護師も市立高等看護学院からの毎年の就職という形で努力を続けていますけれども、退職の方も多いうことで一気にふえるということにはなっていませんが、現状としては7対1を守るだけの看護師は確保できていますし、医師に関しても大きく減るといってもないので、26年もそのような状況でいけると思っていますので、当面大きな課題ということではいえないかなというところが今後の病院の課題ではないかと考えています。

窪之内

わかりました。それで、やはり新病院の運営そのものが今のところはいい方向でいっているということだと思うのですが、今後を見ていくと入院病床の利用率でいえば改革のプランで掲げた81.2というのは、やっぱり8割は確保していくというのが安定的な運営を維持するためにも必要だと思っておりますけれども、そういう状況から見ると今年度の動向を、もしつかんでいけばどんな状況になっているのかということをお伺いしたいと思います。

鈴木部長

具体的な数字的なものは持ち合わせておりませんが、入院患者につきましては昨年度より上回っているような状況で、非常に今12月も現状混んでいるということ、有床率が80パーセントを上回っている日が結構あるという状況です。外来患者につきましては、特に大きく減りもしない、ふえたりもしないということで見ると現状目標で見ている1日当たり900人、これはほぼ達成できている状況だということで見えています。入院患者につきましては患者数が減ることに関しましては非常に収支的に大きく影響するということもありますので、それらについてはやはり病院として患者さんに選ばれる病院ということを目指してさまざまな取り組みをする中で患者確保に努めていきたいと思っています。25年度につきましては今言ったようなことで24年度の患者数よりも入院患者については上回るのではないかと推測しています。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

引き続きまして(2)、「未来へつなぐ市民力推進事業」の審査結果についての説明を求めます。

(2) 「未来へつなぐ市民力推進事業」の審査結果について

工藤所長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。
質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。
(3)、「ごみ処理手数料改定とごみの分別見直し」に係る説明会の開催結果についての説明を求めます。
(3) 「ごみ処理手数料改定とごみの分別見直し」に係る説明会の開催結果について

配野課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。
質疑ございますか。

清 水 シュレッダーについては来年4月の段階では見合わせることにし、引き続き検討はしていきたいということですが、見直し等についてお伺いします。
2点目は質問の4で、買いためをしてもよいかという問いに対して、販売店で在庫不足が発生し、入手できない状況も起き得るというのは、これはリアルな話なのでしょうか。どの程度の在庫の余裕があるのかお伺いをいたします。

配野課長 質問の26のシュレッダーの部分でのご質疑かと思えます。シュレッダーで細くしてしまいますと、雑紙かどうかという区分別ができないというようなことで、所管としましては業者との打ち合わせ等も含めましてまだ結論を出せないというようなことで、26年度中の早い時期には方向性を出したいと考えているところであります。
それから、質問の4の買いための関係ですが、これにつきましては委員会でも説明申し上げていまして、25年度で補正予算を組んで買いために対応するような予算を組んでおりますので、在庫不足になるとは想定の中では考えておりませんが、積極的にこちらから買いためをしてくださいという立場ではないですから、説明会では、できるだけ大量の買いためについてはお控えくださいとお話ししましたが、在庫不足になるということは想定はしていないということをお報告させていただきたいと思えます。

委員長 ほかに質疑ございますか。

窪之内 リサイクル推進員の説明会での参加者が51名ということなのですが、現状の町内会数から考えるとリサイクル推進員の数はもっと多数いたはずなのですが、このリサイクル推進員の人たちにも町内と同じような説明をしたわけではないと思うのです。特別な依頼、推進員としての依頼とかということもあったと思うのですが、その中身とリサイクル推進員だけでも、参加していなかった人たちへの対応ということを特別に考えていければお伺いしたいと思います。

配野課長 リサイクル推進員への説明会の関係ですが、11月11日、日中と夕方時の2回開催をさせていただきました。説明内容につきましては、同じ内容で説明をさせていただいております。中身につきましては、町内の方からリサイクル推進員だということで問い合わせがあった場合にお答えしていただけるということを考えてそういうような説明会をしたというところでありまして。
それと、一般の説明会と違うのは、リサイクル推進制度を導入してしばらくたっていて、引き継ぎ、引き継ぎで来られている方もいるかと思うので、リサイクル推進員とはこんなことをお願いしていますということもあわせて説明をさ

- せていただきました。
- 窪之内 質疑していたのだけれども、答弁がなかったのが1つあります。雑紙回収ということもあって、導入直後の分別がきちんとされているかということの推進員の役割って一定期間重要だと思うのです。そういう意味で見ると、リサイクル推進員の数は51人だけではないので、説明会に参加されなかった方たちへの徹底、リサイクル推進員への徹底というのも今後必要なのではないかと思うのですが、その辺の予定についてお伺いしたいと思います。
- 配野課長 51名よりは現在いらっしゃるんですが、説明会に欠席された方につきましては資料はお送りはしていませんが、今後先ほど申し上げましたように2月にも説明会を予定しておりますし、新年度に向けてまた各町内にリサイクル推進員の推薦をお願いするところでもありますので、そのような機会を通して周知をしていきたいと考えております。
- 委員長 ほかにも質疑ございますか。
- 木下 この質問の中で24番、雑紙が燃やせるごみの中に入っているのかについてですが、雑紙の分け方、燃やせるごみとの区別が、市民には本当にわからないと思うのです。その関係、市民に対して、詳しくガイドブックに載せると、こう書いていますけれども、雑紙が燃やせるごみの中に入っているのかということに対して、回収はするが、できるだけ滝川市の燃やせるごみ量を減らし、処理経費を減らすためにも資源として出してほしいと言っていますけれども、雑紙が燃やせるごみの中に入っているのかということについていいのですか。
- 配野課長 来年4月から雑紙という資源ごみの分野をふやすということですが、現在はその雑紙も燃やせるごみの中で出させていただいております。ただ、滝川市から出る燃やせるごみが多いということは、滝川市が負担しなければならない率が高くなるということで、それを分ければ資源ごみとして扱えるということで料金改定と雑紙も分別して資源ごみとして回収するというのを両輪で進めているところでありますが、広報12月号にも載せさせていただきましたし、3月号にはガイドブックで詳細に説明をさせていただきたいとは考えております。一気にみんながこれを分けられるような理解が得られるかどうかはわかりませんが、少しずつ浸透させていきたいと考えております。
- 委員長 ほかにも質疑ございますか。
- (なしの声あり)
- 委員長 それでは、報告済みといたします。
- 所管が入れかわりますので、暫時休憩といたします。
- 休 憩 14:07
- 再 開 14:11
- 委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。
- (4)、滝川市子ども・子育て会議の開催結果についての説明を求めます。
- (4) 滝川市子ども・子育て会議の開催結果について**
- (別紙資料に基づき説明する。)
- 中川部次長 説明が終わりました。
- 委員長 質疑ございますか。
- 木下 委員構成の中で、何人ぐらい公募をされてきたのかお聞きします。
- 中川部次長 当初私どもとしては、バランスを考えて2名程度の公募をしていただければと

考えていたのですが、別紙にございますとおり12番目の方が市民公募ということで公募をいただきました。窓口には2名の方がおいでになったのですけれども、結果的に応募していただいたのがこの方のみということでこの方に決定させていただいたところです。

委員長
窪之内

ほかに質疑ございますか。

子育て会議の任期は、一応27年12月9日までとなっているのですけれども、この子ども・子育て会議のこの任期を終えたら、今目的としているものは終わることだと思えるのですけれども、新たな形でこういったものを継続していくとか、そういうことを考えられているのか。条例をつくった後の経過を見るためとかも含めて、その会議の任期後のことについてはどのようにお考えを持っていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

中川部次長

この会議の設置目的にもありますとおり、子育て支援事業計画、5年間の計画を27年からスタートさせたいとするものですが、その計画の変更ですとか、あるいはその事業の進捗状況についても随時この会議の中でご意見をいただく場面というのは想定しておりますので、2年でこの方々全員がおやめになるとかということではなくて、常設の会議としておりますので、引き続きお願いするということもあろうかと考えております。

窪之内

今おやめになる方もということだったのですけれども、改めて任期終了前には市民公募も行う、あるいは推薦母体との関係で推薦の変更とかということもあり得ると理解してよろしいでしょうか。

中川部次長
委員長

委員おっしゃるとおりでございます。

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

(5)、滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について説明を求めますが、本委員会冒頭に各委員に確認させていただきましたけれども、まず初めに前回、第32回厚生常任委員会における資料要求についての説明を求めます。その次に前回残した窪之内委員の質疑をお受けいたします。その後、前回清水委員からの質疑に対する答弁の不明確さが若干残っていますので、そのご答弁を再度いただきます。続きまして、最後にその他としまして今までの質疑の内容等から確認事項と再度質疑を若干受ける形で進めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、(5)、滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等についての説明、①、第32回厚生常任委員会における資料要求についての説明を求めます。

(5) 滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について

①第32回厚生常任委員会における資料要求について

(別紙資料に基づき説明する。)

須藤主査
委員長

説明が終わりましたが、この資料についての質疑は一番最後に行いますので、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長
窪之内

それでは、窪之内委員からの質疑に入りたいと思います。

それでは、質疑をさせていただきたいと思います。通告をしてあって、委員の皆さんのところにも通告の文書が行っていると思います。大きな1番、事業移管に係る協定書案についてお伺いいたします。協定書案の第2条第1項につい

て、市有地の譲渡契約の締結に関連しての質疑になりますが、譲渡金額については市の方針で事業団との合意に至っていると確認してよいのか。

2点目、第4条第2項について、第三者との取引の際は滝川市内の事業者を優先するよう努めなければならないとなっていますが、私は基本は滝川市内の業者とすべきことを明記する必要があるのではないかと、努力義務では曖昧だと考えますが、そのお考えについてお伺いいたします。

3点目、第6条の職員の配置についてです。国が定める基準以上の人数の配置を求めています。譲渡予定施設における国基準の職種別人員と現状の配置数はということだったのですが、先ほどの資料の中で特養とすずかけについては出ていますので、この辺についてはお聞きしなくてもいいです。国基準というのは、それはもう当然なことなのですけれども、国基準以上ということでは漠然とした人数なわけで、介護については現状の配置を維持するなど最低でも現状を下回らないということをしきりと明記すべきではないだろうか。また、現状ということであれば、例えば1.2倍とか1.5倍とか、そういったことをきちんと明記しないと曖昧になる危険性があると思いますので、お伺いしたいと思います。

4点目、第7条の活動の制限についてですが、ここでは施設や敷地内での政治的、宗教的活動を制限するという条項になっていますが、これは事業団の職員も含まれると解釈すべきなのかどうか。例えば選挙の候補者の演説会等のポスターを仮に張らせてほしいと来られたときは、こういうことは政治的に関係するということで、だめと断るということになるのだと思うのですけれども、その辺の見解とか、今事業団では労働組合はないのですけれども、例えば労働組合をつくろうという動きが出たときは、これは政治的ではないと思うのですが、政治的ということで労働組合をつくろうとすることを制限するという条項になってはまずいと思うのですけれども、そういったことの政治的、宗教的活動というのはどこら辺まで言うのか。例えば政治的な形での新聞とかを発行している政治団体もあると思うのですけれども、そういうような新聞がその施設の中で配付されたり読まれたりするということも禁止するということにつながるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

5点目、第12条の事業継続の担保についてですが、事業運営の継続を担保することは必要だと思いますが、運営内容の変更が生じるときとは運営内容の縮小と拡大があると思うわけです。縮小の場合は、事業継続という意味からいってもこの条項との整合性はあると思うのですけれども、運営内容の拡大のときは継続の担保とは言い切れないので、整合性がとれないと考えますが、お考えを伺います。

6点目、第13条の利用者の処遇に係る報告についてなのですが、どのような場合を想定しての条項と考えればよいのか、具体的な例を示してお伺いしたいと思います。

7点目、第14条の個人情報についてですが、個人情報の管理について現在事業団として独自の規定等は制定しているのかをお伺いしたいと思います。委員長、協定書案に基づくところで一旦質疑を切りたいと思うのですが、よろしいですか。

委員長

はい。

それでは、大きな1番の協定書案についての7項目にわたる答弁を求めます。

まず1点目ですが、市有地の譲渡契約の締結に関連しましては、金額等につきまして事業団との基本的な合意には達しております。

次に、2点目、第三者取引の関係でございますけれども、一般の社会福祉法人として運営する場合、市内発注という限定等をする場合、発注自体ができなくなったり、割高になったり、支障の出る分野もあるということが想定されます。現在の指定管理協定書でも市内限定とはしておりませんので、明記ということとはできないと考えております。

3点目、職員の配置基準でございますが、例えば新生園、更生園等につきましては必要なものとしては管理者、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員ですが、全て基準を満たしております、さらに目標工賃達成指導員等、加算対象配置の支援員、また新生園につきましては1名のところの生活支援員を2名配置するなど充足した体制は現在とられていると考えております。また、国基準以上という表現と現状配置を維持という表現は異なりますけれども、目指すところをご質疑にもありましたように基準を下回らないということは当然であります。事業団の協議の中でも配置基準を遵守することは当然であるという合意に至っております。その共通認識のもと、それを満たさないような場合、当然施設としまして報酬額の減算ですとか、業務停止ということもあり得ますので、これは事業団としても必ず遵守しなければならないものだと確認をしております。

次に、4点目、活動の制限について、政治、宗教活動の制限をする条項でございますが、事業団とも協議いたしました、ご質疑の職員は当然含まれます。また、政治団体、宗教団体等の慰問等も今現在お受けしておる状況、一般常識の範囲では可と考えてございます。ただ、お話にありましたような演説会のポスターですとか、例えば勤務時間中に自身の支持する政党の新聞なり、そういったものを回し読む、これは我々市の職員もそうでありましてけれども、当然禁止の対象になると考えております。また、労働組合等についても庁舎内もそうでございますけれども、組合もしくは組合掲示板以外、例えば一般の執務窓口ですとか、そういったところに組合のポスター等は張らないことになっておりますので、ケアをする現場である施設の中に、もしくは窓口にそういったものを張るとすることは当然禁止の対象になるというように考えてございます。これにつきましては、協定書にも現在うたっておりますけれども、基本は団体等の目的によりまして組織拡大ですとか、そういったものについては勧誘活動を行うと、そういったことは当然禁止になると考えております。

5点目ですが、事業継続の担保ということでございます。拡大につきましても新たな事業展開につきましても安定した事業継続ということをお考えた場合、大きな影響がある分野であると考えます。縮減だけでなく、全ての事業拡大が組織運営に好結果ばかりをもたらすわけではない、無謀な拡大路線等も失敗はあり得ます。ですから、そういった場合につきましても整合性は当然その部分についてもとれていると判断してございます。

6点目、利用者の処遇についての第13条でございますけれども、社会福祉法人の監査主体が本部につきましては市になってございます。それにも通じますけれども、個別の苦情に対する調査ですとか施設運営にかかわる体制、幅広く現在と同じく市がかかわりを継続できる連携を想定しております。年月がたちますと、双方の職員もかわってまいります。監視ではございませんけれども、あ

くまでも福祉事業を市と連携する上でやっていくのだという必要性を強調したいとするものであります。

7点目ですが、個人情報の管理につきましては、事業団として個人情報の保護規定を制定しております。

窪之内

1、2点目についてはわかりました。ただ、2点目については、結局安ければ市外でもいいというようにとられかねないというか、民間経営としてはそういう方向をとってもやむを得ないというようになってしまうと、どんどん市外に広がっていく可能性があるので、私はその辺はやはり市内事業者を優先するというのであれば、特殊な場合を除いてとか、一定のそういう縛りをかけておくということもあると思うのですけれども、改めてお伺いいたします。

第3条についてですが、基準以上の人数の配置というのは、それは当然のことで、その合意を私は質疑したのではないのです。視察に行った練馬区では、無償貸与をするときの条件として、そのときの介護基準を遵守すると、そこを下回らないということをきちんと明記していたのです。だから、私は法的な基準なんていうのはもちろんそのとおりで、そうしなければならないわけで、でも今言われているように先ほども見たように基準以上に配置しているところがたくさんあるわけですから、その基準を下回らないで継続していくということをややはり明記をしておくべきだと思っているのです。そのことがなければ、現状の人数の介護や何かの人数を下回っても国基準があるからいいのではないかと。いうようになって、今やっているサービスが減少しかねないのではないかと。だから、今以上のサービスを求めていくということであれば、今現在の介護者の基準、看護師の基準の配置を下回らないということはやはりきちんと明記しておくべきではないかと思っておりますので、もう一度お伺いしたいと思います。

それと、第7条なのですが、最後の組織の勧誘とかと言ったと思うのですけれども、これはそういう宗教的な、政治的な形での団体のことであって、労働組合を拡大したりするとかということは制限されない。だから、労働組合づくりをしようと、まだ労働組合はないわけですから、そういう機運が起こってきて労働組合について勉強会をしようと、できたら組合員を拡大していこうということは、もちろん滝川の市役所の中でも認められていることなので、こういう状況等は制限されないということになると思うのですけれども、改めて確認をしておきたいと思っております。

あと、5点目についてはわかりました。

国嶋課長

再質疑1点目、市内業者優先の関係ですが、これにつきましても事業団の本部、推進室のほうとも話し合いをしましたけれども、現時点で例えばどういった食材等、そういったのを例えば今もやっていることを明記するのは可能けれども、将来的に例えば必要な備品なり、市内で取り寄せはできるけれども、市内の代理店を通せば当然高額になる、それを一つ一つ算定するのは難しいだろうと。また、今現在当然指定管理のときのほうがより締めつけは厳しいわけですが、今と同じ表現をしておりますので、例えばもし明確に食材、市内でも安価に仕入れられるものが大量にどこかの業者からの提案があつて切りかえたですとか、そういったことがあれば当然協定書の中身で市に協議をしていたく事項になるとは考えております。ただ、あくまでも協定書は方針を示すものでございますので、事細かに食材等を明記して縛るものではないと現時点では考えております。

次に、再質疑2点目、練馬区の事例、お話ございましたけれども、その練馬区のサービス体制がぎりぎりの国基準を指しているのかわかりませんが、引き継ぎのときレベルを下げないということですが、事業団との合意、確認した事項は先ほど申し上げました。ただ、サービス内容について今時点でということでは一般社会福祉法人にどこまで縛りをかけられるのかということは疑問だとは思っております。ただ、協定書につきましても委員会においてもそういった意見が出たということで、これのうたい方については再度協議をさせていただきたいと考えております。

再質疑3点目、労働組合についてでございますが、これにつきましてはここで想定しておりますのはあくまでも外部的に目に見えるもの、例えば現在ない組合というものを事業団の職員がつくられるということであって、本部、理事長の許可を得てどこかの会議室を使う、そういったことについては市のほうで縛りをつけるものではないと思います。ただ、社会福祉施設ということを考えますとその施設の中、一般の利用者ですとか家族の方の目のつくところに組合活動云々というのがあるのはいかがなものかと考えます。

窪之内

了解しました。ただ、職員配置については事業団ともう一度話をするということなので、ここにもあるように今の特別養護老人ホームの看護、介護職員で見れば法定67名に対して92名です。そういう配置をしているということは評価するので、やはりこういうことが生かされるような、そういうような中身について再度協議を行っていただきたいということを申し上げて次に移りたいと思います。

(議事進行の声あり)

清水

前回僕も結構な項目をやったのだけれども、分けてやるとやはり時間がかかるので、一括して質疑するというようにしたのです。今回も一括で質疑をして重点的なものを答弁していただくというように、前回の私の質疑、答弁のようなやり方をすべきだと思いますが。

委員長

窪之内委員の質疑が多岐に多項目にわたっておりますが、例えば次の2番は3問しかございません。それで、大きな2番、大きな3番、大きな4番までで一区切りとしたいと思います。その後、大きな5番という形で進めたいと思います。

窪之内

大きな2番目、11月21日に要求した資料に基づいて出された資料について、市の業務についてですが、現況報告書の滝川市が所轄庁となっている4つの社会福祉法人が届け出を義務づけられている現況報告書の内容についてお伺いしたいと思います。

次に、指導監査をすることになっているのですけれども、実際に指導監査を行うのは市の保健福祉部となるのかどうか、指導監査としての権限というのはいかなるものになるのかお伺いしたいと思います。

大きな3番目、1点目、老人ホーム緑寿園の建てかえに関する基本的な考え方についてお伺いいたします。特養のユニット型と多床室の割合について、事業団としての最終判断は出たのかどうかをお伺いいたします。出てきていたのは、第1案のユニット140、多床60、第2案のユニット80、多床120なわけですが、お伺いしたいと思います。

2点目、建てかえ場所については、事業団としてこの出されている計画地に決定したと確認してよいのかお伺いいたします。

3点目、建てかえ場所は江部乙公園の一部を計画していますが、江部乙公園にどのような影響が出るのかお伺いしたいと思います。

4点目、建てかえ計画用地は市として公園用地から除外した上で事業団へ有償譲渡をするのか、それとも緑寿園の建てかえ終了後に同等の土地を市に返却してもらうという措置をとるのかお伺いしたいと思います。

大きな4番目、事業団の8カ年の収支見込みについてですが、1点目、4つの前提条件のもとで収支の試算額が示されています。収入は低目、支出は多目の試算とのことですが、今後平成27年度、平成30年度に介護報酬の改正もありますが、こうした改正が試算収支に大きな影響が出る可能性はないのか伺います。また、試算収支に影響を及ぼす懸念事項があればお伺いしたいと思います。

2点目、8年間のシミュレーションの結果は、収支のバランスとして社会福祉事業を行うものとしては良好だと評価してもよい収支バランスだと受けとめていいのかお伺いしたいと思います。

国嶋課長

大きな2番目、社会福祉法人の所轄庁、市が所管とする部分の中で現況報告書の内容でございますが、それは社会福祉法の施行規則に定められた規定に基づきまして法人役員の状況、事業概要、不動産の所有及び賃貸状況、理事会と評議会の開催状況を基本としまして、添付書類として事業活動の概要、財産目録、監事監査報告書、貸借対照表、資金収支計算書、収支の予算内訳表、資金の収支決算内訳表、事業活動の収支計算書、事業活動の収支内訳表、現行の定款、経理規定、役員報酬規定としております。この様式、詳細につきましては市の福祉課のホームページにも掲載してございます。これにつきましては、法に定められている内容を求めています。

次に、実際に指導監査を行うのはということでございますが、保健福祉部の中で関係課としまして福祉課、介護福祉課、子育て応援課の副主幹及び主査で監査チームを編成させていただきました。その中で複数職員が現地に赴き対応しております。権限といたしましては、指導監査の結果、改善命令等が必要な場合、それに従わない場合は社会福祉法の第56条及び第57条の規定によりまして期間を定めた業務の停止、役員の解職勧告、解散命令が可能と考えてございます。

深村副主幹

大きな3番目、まず特養のユニット型と多床室の割合につきましてはですが、こちらにつきましては事業団としてというよりも事業団との協議の中においてはやはり財源として北海道の補助金は貴重であり、第1案、ユニット140、多床室60を基本に考えているということでございます。

次に、建てかえの場所についてでございますが、こちらにつきましては現在地を基本として考えております。

次に、建てかえの場所が江部乙公園の一部を計画しているということですが、あくまでも都市公園である江部乙公園の機能を失わないように行うのが大前提であると考えております。

それから、建てかえ用地が公園から除外した上で事業団へ有償譲渡とするのかと。これにつきましては、有償とは考えておりません。現施設解体後、当面積を公園用地として交換を予定しておりますが、あくまでも無償として考えております。

大きな4番目、8カ年の収支見込みの関係ですが、まず1点目、試算収支に大きな影響が出る可能性はということでございましたが、11月21日、当委員会に

おきましてご説明させていただいた中では第1案、第2案をそれぞれ施設整備を行った場合の事業団全体収支、それから詳しく建てかえ事業部分を取り上げた資金計画資料として報告をさせていただきました。緑寿園の建てかえ経費につきましては、実際には養護、特養、軽費を併設で考えており、現時点でまだ設計には至っておりませんが、それぞれ単体で建てた場合の建設費として現在計上しております。したがって、3施設合築で建てるよりも単体で建てることから、コストとしては多目に見ているというのが現状でございます。したがって、実際には合築で建設することにより下がる見込みでありまして、仮に委員のご心配の介護報酬等の影響を踏まえましてもそれほどこの収支に対する大きな針の振れが生じるとは考えておりません。また、その他8年間で収支上、特に大きな影響を及ぼすような懸念事項という部分につきましても現時点は考えておりません。

2点目、この8年間のシミュレーションの経過から収支バランスが良好と判断してよいのかというご質疑でございますが、資料でお示ししましたように経常収支の差し引きの推移からいたしましても利益が確保されているということはおわかりのとおりでございます。事業団が法人といたしまして優良と申しますか、安定した経営が続くということはその資料からも見てとれるはずでありまして、その上で指定にもよりますが、収益構造上よ過ぎるというように思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、かつて税理士等専門家の方にご相談をさせていただいた中におきましては19億円の事業規模で仮に5パーセント、1億円の利益が多いとは言いきれないという見解をいただいたところでありまして、今回作成いたしましたシミュレーションは、その収支バランスといたしましても良好と判断して差し支えないと思っております。

窪之内

資料についてですが、指導監査としての権限というのは先ほど述べられたことであり、こうした権限は市独自で監督権が市にあるということなので、どこに相談するわけでもなく市独自の観点で改善命令を出したり、役員について言ったりするということができるかと確認しておきたいのですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

次ですが、老人ホームの緑寿園の建てかえなのですけれども、結局は第1案のユニット型と多床室の割合ということで見れば、第2案のユニット80、多床120という形をとった場合に補助金は見込めないという結論にあると。だから、補助金が出ることを基本に考えるということになれば140対60というのが基本の考え方だと確認してよいのかお伺いしたいと思います。

それと、建てかえ用地は江部乙公園用地に一部かかるけれども、これは無償であって、建てかえた後もこの土地分の同等の土地を市に返却してもらう予定はないと言ったのだと思うのですけれども、公園には差し支えないような形で土地を提供するけれども、それはあくまでも無償で、今の土地は有償の譲渡を予定しているのだけれども、この土地だけは無償だと、その弁償は一切求めないということに理解しているのか、改めてお伺いしたいと思います。

国嶋課長

法人に対する判断については、当然北海道が持っていた権限がそのまま市においてまいりましたので、市の判断でできます。ただ、先ほど言いました業務停止等につきましては最終的な怒りの拳でございますので、それ以前についてはやはり福祉事業ということを考えれば監査指導、例えば特別監査として複数回入る、改善命令についての従えない理由の聴取等で利用者、また入所者の方に

迷惑のかからないように進めていくこととなります。ただ、それでもやはり権限としてはどうしようもないという場合は市が法に基づきましてできる権限でございます。

深村副主幹

まず、ご質疑の公園面積の一部を建てかえ用地としてやるという部分につきましては先ほど委員がおっしゃったとおりでございます。

それから、冒頭の特養ユニット型と多床室の割合につきましては、先ほど前回の委員会の経過も若干あったものですから答弁をさせていただいたのですが、前回委員会の積み残し事項という部分にも関係してきますので、後ほど保健福祉部長より答弁をさせていただきます。

窪之内

大きな5番目、中期経営計画案についてお伺いしたいと思います。1番目、基本施策について、1点目、福祉のセーフティーネットの確立として低所得者や重度の要介護者への配慮をうたっているが、具体的な対応策は検討されているのかお伺いしたいと思います。

2点目、福祉の拠点づくりでは必要に応じて新規事業の展開を検討するとあるが、現段階で検討されている新規事業はあるのかお伺いいたします。

3点目、人材育成確保と職員の処遇の向上では、人材育成の具体的な取り組みを体系づけた計画が策定される予定になっていますが、その時期はいつになるのか。

また次に、資格取得支援として職員の処遇向上について目指すとされているが、目指すのではなく実施していくとすべきではないか、お考えをお伺いいたします。

2番目、施設の方角性についてですが、1点目、特別養護老人ホームについて身体拘束の現状及び身体拘束の廃止を目指すとされていますが、いつまでにゼロとするのか、そのために委員会活動の充実や研修を行うとされていますが、人的補充なしで身体拘束をゼロ、廃止をするということが可能なかどうかをお伺いいたします。

次、介護事故が減少しないと書いてありますが、事故の内容と年間発生件数、現時点で把握している事故要因についてお伺いしたいと思います。

次、医療依存度が高い利用者の受け入れ人数を再検討し、ふやしていくようですが、看護師増など人的強化を伴うものなのかどうかお伺いしたいと思います。

次、人員確保のためには公共交通機関の利用では変則勤務が困難であり、慢性的な看護、介護士が不足傾向とありますが、その対策は明確にされていないと思いますが、これについてお伺いしたいと思います。

2点目、軽費老人ホームについてですが、研修に参加する職員に偏りがあると、夜間勤務職員の募集に応募がないなど深刻な状況にあると思いますが、対処策として挙げているOBの再雇用ですが、再雇用の内容、また嘱託、パート職員のバランスのよい配置をするとなっていますが、その内容についてお伺いしたいと思います。

3点目、保育所、江部乙保育所での延長保育や産休明け保育の要望があるにもかかわらず、ここへの対処をしないまま平成27年度の定数を変更するという計画を出されていますが、60名から45名ですけれども、そういうことの計画を容認するという方向にあるのかどうかお伺いしたいと思います。

4点目、更生園、新生園では経費内容把握が不十分であり、精査を行うと記されていますが、この精査については実施したのかどうか、実施したのであれば

内容についてお伺いしたいと思います。

5点目、ナイスケアすずかけですが、人員不足により個別の対応が十分でないという現状があるようですが、こうした現状に対する職員や車両の確保をするとなっていますが、その内容についてお伺いします。

また、入所者の受診時の対応車両と対応職員の配置により受診体制の確保と書かれています、その内容についてお伺いしたいと思います。

6点目、デイサービスセンターについて、すずかけの看護、介護職員確保が困難であることや見晴の臨時職員比率が高いなどの問題は利用者サービスへの影響が懸念されるものであります。見晴では、雇用条件を含め検討するとされているのですけれども、一方では人件費を含め支出の伸びを抑制するというのも書かれてあり、人員をふやすのかと思ったら人件費を減らすということも両方書かれているので、矛盾している内容になっていると思うのですけれども、デイサービスセンターだけで収支をとるということではなくて、法人全体でサービスを維持するという立場から、やはり収支のことも考えていくべきだと思いますが、以上お伺いしたいと思います。

深村副主幹

大きな5番目、中期経営計画案についてですが、こちら以下答弁といたしましては、あくまでも作成した事業団側に確認をとった中での回答ということをまずもってご了承いただきたいと思います。

1番目の1点目、低所得者や重度の要介護者への配慮、これの具体的な対応策の検討というご質疑でございましたが、既に特養並びに老健におきましては低所得者の方に対します各種軽減事業等を行っております。また、特養におきましては介護度などを勘案して優先的に入所させる仕組み、これが国の制度として求められております。こうした部分につきましては施設譲渡を受け、自主運営になった以後についてもこの地域の福祉の向上のために継続していきたいということでありまして、現時点で新たなものとして譲渡を受けた後に行うという部分は実はなくて、現在取り組んでいるものを引き続いて継続して行っていくということでごございました。

2点目、福祉の拠点づくりとして新規事業の展開検討、こちらにつきましても現段階におきましては新規事業を展開する予定はございませんが、必要に応じて検討してまいりたいとのことであります。

3点目、人材育成の確保と職員の処遇向上の関係で、こちらにつきましても目指すのではなくて実施していくとすべきではというご質疑でございしますが、各施設におきましては毎年年度の業務計画を作成いたしまして、その年度の実践目標を掲げ、研修計画もあわせて立てており、職員の意識と質の向上に努めているところであります。また、職員の処遇につきましては臨時介護員の単価の増額改定、これは先般臨時職員の単価につきましてもご説明を申し上げました。これらを含めて計画の性格上、目指すという表現になっておりますが、こうした取り組みは今後においても引き続いてやっていきますということでもあります。

須藤主査

2番目の1点目、特別養護老人ホームの身体拘束の現状と身体拘束の廃止を目指すというお話でありますけれども、身体拘束ゼロという取り組みにつきましてもまず国のほう、介護保険法で介護保険施設などに対して求められている事項であります。また、国では身体拘束ゼロへの手引というものも配付をいたしまして、緑寿園におきましても独自にマニュアル等を作成をいたしまして、職員で検討を重ねまして、できるだけ身体拘束がないケアを目指すことで取り組

んでいるという状況であります。また、毎年研修につきましては外部研修についても実施しております、外部研修に参加された方については当然のこと、その内容については施設内のほかの職員にフィードバックさせて質の向上につなげているというのが現状であります。

続きまして、特養の介護事故の関係であります。こちらも身体拘束と同様に、この事故防止の取り組みにつきましては介護保険法の運営基準の中で全ての介護事業所に求められている事項であります。これも特別養護老人ホーム緑寿園につきましてはマニュアルを作成しまして、事故、軽微な事故におきましても空知総合振興局、道に対して報告する義務がありますので、その都度職員で事故の分析、そして再発防止策などを検討いたしまして、できるだけ事故のない取り組みを推進しているということでもあります。事故の主な要因といたしましては、自力歩行者の転倒、そして車椅子、ベッドからの転落、嚥下機能低下による誤嚥、あとは確認不足による誤薬というものがあります。ちなみに、平成23年の数値でありますけれども、転倒、転落による事故につきましては7件、誤嚥、誤飲については2件、あと例えば青あざをつくったとか、そういったことで病院受診ということもあります。あとは、病状悪化による救急搬送というのがあります。それをその他にひっくるめて11件、計20件となっております。同じように平成24年につきましては、転倒、転落が3件、誤嚥、誤飲が3件、その他19件、合計25件ということになっております。

続きまして、医療依存度が高い利用者の受け入れ人数を再検討し、ふやしていくという関係ですけれども、こちらにつきましては特別養護老人ホームにおきます看護業務は健康管理とされておりますけれども、医療ニーズが年々高まっている中、看護職員の法定の定数は5名というものに対して10名を確保して対応しております。今後についても地域のニーズを踏まえまして、施設内での対応可能な範囲を考えながら医療依存度の高い方についても受け入れ人数を検討していきたいということでもあります。

続きまして、人材確保の関係で公共交通機関の利用では変則勤務が困難という部分であります。介護職員の変則勤務という部分につきましては、徒歩または自家用車がなければ通勤できない状況かなと思われれます。また、施設の立地条件が介護職員を募集してもなかなか来ないという一つの要因であるとも思っております。今後についても安定的に介護労働者が確保されるか不安だというお話でありますけれども、現在ハローワークと連携もいたしまして、求職者については事業所紹介の機会を得るなど応募者確保の対策を講じているところであります。また、無資格者の応募もありますけれども、そういう方については勤務調整の資格取得のための配慮についても行っているところであります。

2点目、軽費老人ホームについてであります。研修の関係ですけれども、緑寿園、軽費のみならず、養護も同じですけれども、内部研修会については毎月実施しております。参加する職員の職種に偏りがあり、意識及び学習意欲の向上を図る上からも研修会への参加を促して指導していきたいと考えているというところでありました。また、現在夜間勤務職員の定数は満たされているのですけれども、冬季に向けて、もう冬季に入っていますけれども、新たに1名採用したところであります。人員確保の方法といたしましては、家庭の事情などで途中退職された職員に対して再就職を希望することのできる職員登録制をとっております。また、60歳で定年退職された職員に対しては65歳までの継続雇

用も行うなど適切なサービス提供に向けて嘱託介護職員、パート職員の適正配置に努めているということでもあります。

5点目、ナイスケアすずかけの人員不足の関係であります。それと、車両の確保につきましては、産前産後休暇や育児休暇などの職員の代替職員を募集しますが、時にはすぐに採用ということにならなかつたり、採用してもなかなか未経験者だつたりということで業務を覚えるのに時間を要したり、個別の外出レクや作業等が十分できていないという状況もあり得ますけれども、年間事業計画を中止したり、職員定数が欠けているということはありません。車両については、通所の送迎、受診や短期入所の対応に3台の車両を走行させておりますけれども、車椅子利用者の増加に伴いまして現在車椅子4台が対応可能なワゴン車の導入を検討しているということでもあります。

続きまして、受診時の対応車両と対応職員の配置による受診体制の確保ということでもあります。受診時の対応車両については、先ほどご説明させていただいたとおりでありますけれども、対応職員の配置につきましては利用者の実態を把握している各ステーションの職員が付き添うことで対応をしております。また、協力医療機関である滝川市立病院、滝川脳神経外科病院以外の医療機関での受診につきましては家族対応をお願いをしているところでもあります。

6点目、デイサービスセンターの関係であります。デイサービスセンターの運営につきましては、収支面を考慮いたしまして正規職員を1名配置しています。現状の人員配置でもサービス提供の低下にはつながっていないと前厚生常任委員会でも答弁をさせていただきました。利用者が安心して安全に楽しく過ごしていただくために適正な人員配置は不可欠であると思っております。また、管理運営費用も含めた経費節減に努めながら安定的な経営、これは事業団全体での運営を図っていくことが大事だと思っております。看護、介護職員につきましては定数を満たしておりますけれども、今後につきましても職員の処遇等改善を図る中で人員の確保に努めていきたいという考えであるというお話でした。

中川部次長

3点目、江部乙保育所の関係のご質疑でございました。まず、延長保育、産休明け保育の要望の関係でございますが、確かに産休明け保育については過去地域から要望が1件あったと把握しております。ただ、これ以外の延長保育、通年での延長保育についての要望というのは残念ながらこちらのほうには届いておりませんで、保育所にも直接確認はしているのですが、まだそういった要望がないということで実施に至っていないということになっております。定数の変更の関係なのですが、実は江部乙保育所の定員は今60名ですけれども、過去平成18年ぐらいから定員割れが続いておりまして、20年から24年の5年間の平均の入所児童というのが44.4名ということで、45名の定員でも十分受け入れ可能だと考えております。また、定数の変更というのが保育単価に影響するものですから、60名定員と45名定員では保育単価が1人当たり5,000円余り違うということで、これによって保育所運営費が安定的に確保できるというような効果もあるものですから、保育所の安定運営ということでこういった計画も計画しているというところで、私どもとしてはやむを得ないというように考えているところでございます。

国嶋課長

4点目、更生園、新生園の経費把握内容でございますけれども、施設別の中期計画目標に挙げられております問題点につきましては、施設運営に支障を来しているということではないという確認をしております。両施設とも長年業務に

携われた職員が退職されたことにより、管理業務については、従前の書類を参酌しなければならなかった過去がございました。その中で、さらに経費削減を努めているものについては随時取り入れてさらに精査していきたいということで、これは、ひいては通所される方の工賃にも反映するものですので、そういった問題点を課題として挙げてさらに努力していきたいという施設側の意欲だと確認をしております。

窪之内

特別養護老人ホームの関係なのですが、身体拘束のことで国の方向性であり、独自のマニュアルも作成しているということだったのですが、事故の件数については報告はされたのですけれども、今の身体拘束の現状はどうなっているのかということで報告がなかったのです、報告をお伺いしたいと思います。

それと、いろいろ事故のマニュアル、身体拘束のマニュアル等も作成しているということだったのですが、あわせてなののですけれども、中期経営計画の中にはなかったとは思いますが、今こういう老人施設で問題になっているのが暴力、言葉による暴力とか、身体的な暴力とか、つねるとか、たたくとか、そういうことについて、一定のマニュアルなりを持って対応しているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

あと、前に聞いて答弁いただいていたのだったら申しわけないのですが、すずかけの場合に滝川市立と滝川脳神経外科の受診の際には車で送迎をされていて、その他の場合は家族の送迎に任せるといったことだったのですが、この場合の費用負担はどのようにしているのかについてお伺いしたいと思います。

次に、更生園、新生園については経費の内容把握が不十分だと書かれているけれども、積極的な施設運営のことで施設運営に支障を来すものではないと先ほど答弁されたと思うのですけれども、今はそういう経費の内容については把握はしているのだということだと確認していいのかどうかお伺いしたいと思います。

国嶋課長
須藤主査

新生園、更生園につきましては委員のおっしゃるとおりだと認識しております。身体拘束の現状であります。平成24年度の実績でお話をさせていただきますけれども、緑寿園におきましては7名おります。身体拘束する場合につきましては、まずはご家族の同意を得た上で、当然身体拘束をしたとしてもそれは見守りができるときにはもう全て外しております。常に廃止に向けた検討も行っているところです。この身体拘束の中身につきましては、車椅子のベルト、それとベッドの柵、あとは手袋、これも全て身体拘束に当たりますので、これが合計して7名ということになります。

あと、虐待についてのマニュアルということでもありますけれども、今調べている最中でもありますけれども、市のほうでも虐待のネットワークを開催しております。その中には緑寿園の施設長ですとか、そういう方に参加をいただいています。研修会、ネットワークを通じた会議を開いて、それを施設内での虐待防止にフィードバックをいただいているというような状況であります。それと、すずかけの受診についての費用負担というお話なのですが、今手元にどのような、費用負担をいただいているかという資料はないということをお報告させていただきます。

窪之内

身体拘束について7名ということで、手袋も身体拘束になるのだということをお初めて知ったのですけれども、ということは体を固定するような身体拘束は行っていない。ベッドに柵をしている、車椅子のベルトを固定している、手袋を

しているということで、体が動かなくなるような固定はなしということで確認してよろしいでしょうか。

須藤主査
委員長

委員のおっしゃるとおりでございます。

窪之内委員の質疑が終わりましたが、ここで若干休憩を入れたいと思います。会議の再開は15時30分といたします。

休 憩 15:21

再 開 15:32

委員長

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

それでは、前回清水委員への答弁の内容につきまして、若干不明瞭であったということで再度答弁を求めたいと思います。

佐々木部長

前回種々やりとりの中で整理してほしいという件2点、ユニット型個室の率と、それとユニット導入による負担増への軽減策ということでお話がありました。事業団とも協議し、それによって改めて答弁をさせていただきます。

まず、特養建設におけるユニット型個室の比率について、先ほど深村のほうでお話ししましたが、補助金導入による財源確保とさらに良好な施設サービスの提供を目指し、現時点における国の整備方針、そしてそれに基づく北海道の補助要綱に基づきながらユニット型個室7割、多床室で3割の割合を基本としたと考えております。

清 水

それと、ユニット型導入による負担増への軽減策ということで、ほかの自治体の事例も十分参考にしながら軽減のための対策を講じていきたいと考えます。再質的なことを通告しておりますので、お聞きします。このユニット比率について、1月末と言われている財産の譲渡議決後にこれが変化していく。例えば第2案になっていたり、あるいはその7対3を基本としつつと言った後に7対3でないものにしていくということについては、1点目として譲渡後の独立性に干渉し過ぎるという点で、また2点目は社会福祉法人の所轄官庁の立場でという点で、やはりこれは議決前に決めておくべき問題ではないかと考えます。もう一点目は、他自治体を参考にして軽減をしていきたいという答弁だったと思うのですが、それ自体はそういう形で進めていただけるということで評価をしたいと思います。ただ、問題は非常に混乱が起きることを私は危惧しているので、軽減策についてはそういったことを配慮してほしいということで、まず1点目は例えば入れる人には差額を負担しないということについてです。つまり余裕がある人です。ユニットになってもお金に余裕があるからということで、その人には差額を負担しない。しかし、仮に減免を受けても生活保護を受けるか受けないかという、そういうレベルの人たちに対しては恐らく差額を負担するということがあり得ると思うのですけれども、そういうのは公平を欠くのだらうと思うのです。だから、私もこういうやり方が最もいいということは言いかねるのですが、やはりやる以上は差額を負担するならみんなに差額を負担するというようなことがやはり公平だらうと思いますが、お考えをお聞きします。2点目としては、払えない人に多床室を勧めて多床室に入るとします。同じように私は払えないけれども、差額を埋めてくれるのであればユニット型に入りたいということで差額を負担する。これもまた何か公平を欠く。そういうようなことは、必ず出てくると思うのです。それは市の責任とか、施設の責任ということではなくて、こういった場合に私は基本とすべきなのは、まずどこに行きたいということについては要するにこちらからの誘導でなく、お金がないの

だから多床室に入ったほうがいいのかとかではなくて、本当に私はもう個室でなくて質素な多床室でいいのだと真に思っていれば、それはそれでそう言うていただくという誘導なしの最初の要望というか、意向というか、そういうのをまず尊重して、そこで出る差額を負担する。どこまで差額を埋めるかについては、これはこれから検討されるということですから、先ほど言ったような公平な差額のあり方ということが必要ではないのかと考えます。その結果、ユニット型の希望が多くなったときに、どうやって140に絞るのかと。そのときは抽せんでもだめでしょうし、介護度や年齢、市民か非市民か、貯金額の順など、こういったことでもだめだろうし、そういうことも想定されるということについてどのように考えられておられるでしょうか。

佐々木部長

先ほど基本は7対3ということで答弁しました。これは臨時会に向けても今基本は7対3で考えていきたいということです。

それと、いろいろと不公平だというお話ありましたが、今まずは私どもはユニット導入に向けて、その方たちの負担増への軽減策をまず考えたいということと、そして今後詳細については事業団と協議しながら、皆さんが本当にスムーズに行ける形をしっかりと考えていきたいと思えます。先ほど言いましたように他市の例も踏まえてということで、この2つが今のご質疑に対するまとめた答弁でございます。

深村副主幹

先ほど部長のほうから7対3を基本に考えていきたいというお話をさせていただきました。ただ、今後事業団との協議は継続して話しをしていく中で、可能な限り多床室の割合をふやすことができるのかどうなのか、それに見合う財源の確保はどうするのか、それをトータルで考えた上でユニットと多床室の割合を決めていきたいと思っております。同時に、現在入所していらっしゃる方がその負担割合にまず何とかはめ込まなければいけない、入り込まなければあふれ出てしまうということになりますので、それに向けては施設側と市とでも十分協議した中でその制度設計を利用者、家族、それから事業団、市にとって余り過度な負担にならないような形で行っていききたいとは思っておりますが、委員がご心配する抽せんだとか、市民、非市民だとか、そういった部分でこの場において現時点明快な答えはなかなか得られないのではないかと。ただ、そういった意見も踏まえた中でよりわかりやすい過度な負担にならない制度設計に心がけてまいりたいと思っております。

清 水

今のご答弁では譲渡議決後でも要するに事業団にとって話が違うとか、そういうことにはならないという合意ができていると把握をしましたし、それが所轄官庁の立場を逸脱するというところでもないという判断をされているということです。それについては理解をいたしました。

もう一つは、減免をどこの予算で、基本的にはもうこれは事業団ということになるのですが、補助金の関係だとか減免額も考えれば、当初については市も財政支援をすとかということについてはどのようにお考えを持っていますか。

佐々木部長

どちらが持つかということなのですけれども、それも含めて今後検討していきたいと思えます。

委員長
窪之内

関連してほかに質疑ございますか。

7対3の関係なのですが、深村副主幹が言ったように基本はそうだけれども、そうならない可能性もあると。その可能性があったときに、7対3でなくて6対4だった場合に補助金は私は出ないと思っているのですけれども、7対3で

なくても補助金が出る可能性なんて残されているのでしょうか。そこをはっきりしないと、8年間のシミュレーションでは100について補助金をもらうけれどもということになっていたのだけれども、どうもその建てかえの道の補助金の出し方でいえば7対3以外に補助金が出る可能性は私はないと思うのですけれども、そういう可能性がまだあるというから先ほどの答弁になったのかと思うのですが、この補助金との関係についてお伺いします。

深村副主幹

現時点におきましては、やはり第2案のほうを採択した場合は補助金の見込みはありません。ただ、そういったことも踏まえた上で、その低所得者の方に対する施設形態の提供ということも踏まえて、事業団の収支バランスも総合的に勘案した中でやれる範囲はどこまでなのかということも視野に置きながら最終的な割合を決めていきたいと考えてところです。

窪之内

7対3を崩したら補助金ゼロということだと思うのですが、どこまでやるのかということになると事業団が全部建設費を持つという以外にないと思うのだけれども、私の捉え方が違うのか。その辺、7対3以外に何か補助金をもらえるような方向があるのかどうかははっきりさせておいていただきたいと思います。それ以外を探るといって、低所得者のことも考えて探るといってなれば、補助金ゼロで緑寿園の経営あるいは市の一定のお金を出すということも検討するということも含めた補助金ゼロを想定しての考えだと受けとめていいのでしょうか、お伺いします。

佐々木部長

最初に答弁させていただいたように現在は譲渡議決に向けてもその後も基本的には国の方針に基づく道の補助要綱により7対3でいきたいと考えております。改めまして、そういうことで述べさせていただきます。

窪之内

7対3以外に多床室を多くした場合に道の補助金は一銭ももらえないということでもいいのか確認します。

深村副主幹

7対3を崩した比率になった場合には、補助金は該当となりません。

委員長

関連してほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、そのほか今までの質疑の内容等の確認等々を踏まえて改めて質疑をお受けいたしますが、大変難しい国の制度もいろいろ変わっていく中での保険制度のあり方の審査でございましたので、最終的に確認をされたい方の質疑をお受けいたしますので、質疑ございますか。

清水

一応あと4つ通告をしているのですが、委員長、質疑してよろしいですか。

委員長

通告書の下から4つ目までということによろしいのでしょうか。

(何事か言う声あり)

委員長

3の1、待機者の実態についての質疑は認めます。2番目以降の3点につきましては、既にある程度答弁済みの内容となっておりますので、この点は却下いたします。

清水

それでは、待機者の実態のところのみ質疑をしたいと思います。特養の待機者の状況ということで、待機者数の推移、5年から10年程度、2年間隔などで可と、介護度別でお聞きします。2点目は平均入居年数、3点目は直近3年間の入居介護度別、また退去数、同じく介護度別、4点目は一般質問の答弁で特養緑寿園では89人が待機されていると。在宅の方は4カ月で入居でき、早ければ一、二カ月で入居できると、大体そういう答弁だったと思うのですが、またナイスケアすずかけの入居者が待機者の大半を占めるということも所管から聞いて

たこともあるのですが、実態についてということでお伺いします。

深村副主幹 平均入居年数ですけれども、以前施設に確認した際、緑寿園の平均入所年数は3年2カ月と聞いております。

それから、一般質問の答弁でナイスケアすずかけの入居者が大半を占めるというこの実態についてということですが、11月現在の特養緑寿園の待機者数89人のうち、すずかけに現時点入所されていらっしゃる方は67人でございます。

なお、待機者数の5年から10年程度の推移並びに直近3年間の介護度別の入居、退去数につきましては数字としては押さえておりません。

清 水 待機者の状況ということで、まずすずかけが7割以上ということで、同じ法人の中だと。すずかけにもかなり要介護の高い方もいらっしゃる。経過施設だということで、すずかけの人はどんどんと緑寿園に入ってくる。在宅の方も4カ月以内で入居できるというようになると、特養に入れなくて非常に困る人が少なくなったというのが事実ではないかと思うのです。いろんな施設ができていの中で、特養でしかだめだというような方がこの数年で激減しているのということが起きているのかということについてお伺いをしたいと思います。

深村副主幹 過去何カ年間かのデータということでは持ち合わせていないので、まことに申しわけないのですが、ことしの2月末現在と比較いたしますと、その時点での特養緑寿園の待機者数114人に対して現在は89人ということからすると減っているという事実はそこから浮かび上がってきます。

清 水 すずかけで待っているということは、ある意味お医者さんもいるし、医療施設ではないけれども、特養よりも医療系の介護が受けられるということからいえば、いずれ緑寿園に入れるということであれば、その人たちは困ってはいないと思うのです。もう半年、1年になったので、すずかけからどこかへ行ってほしいということであれば別だけれども、すずかけだってどういう待機者状況になっているかはわかりませんが、経営のことを考えればそう簡単に出すということにはならないと。そうすると、やはり待機者の困り方というのが本当に急激に低下しているというか、そういう実態はないのか。ただ待機者数が減りましたということではなくて、今の状況というのがこれから何年間後をやはり推定する材料になるので、そういうことをお聞きしています。

須藤主査 待機者数が89名というのは少なくなってきているのではないかというお話ですけれども、これはあくまでも11月末現在の数字をお話しただけです。今資料的には持ち合わせておりませんが、単月でいくとやはり100名を切っている、この89名という人数のときも昨年、一昨年もあったと記憶をしております。ただ、7月31日現在の特養の待機者数は108名ということになっております。そのときと比べてどこの待機者が減っているのかということになりますと、在宅での待機者が5名減っております。医療機関での待機者数が7名減っています。近年見られるのは医療機関、公立病院になりますけれども、当然急性期病院でありますので、ある程度の治療が終わったらどこか施設を探してくださいという話になります。そうしますと、近年有料老人ホーム、サ高住等ができていますので、介護度が軽い方についてはそちらのほうに流れる。ただ、今後高齢者の増加、それと要介護度の3以上限定というお話もありますけれども、今国のほうでは要介護度1、2でもやむを得ない場合については特養というお話もありますので、今この段階で89名という人数が少ない、多いというのはなかなか判断はしづらいと。ただ、今後高齢者がふえていく、要介護度3以上を受け入

れる施設ということになれば、やはり特別養護老人ホームという役割については大きいと思います。

委員 長
木 下

ほかに質疑ございますか。

この間、私が質疑したのですけれども、協定書案の中で第12条、事業継続の担保について、市の監督、指導の強化に向けて何か項目を括弧書きでつくってもらえないかという質疑をしたのですけれども、その後どのような協議をしましたか。

国嶋課長

前回の質疑を受けまして事業団とも1度話し合いを持ちましたけれども、確定には至っておりません。ただ、きょうの委員会でもご質疑にありましたように一般社会福祉法人の縛りとして自由度を失うという面も出てきます。ただ、事業団サイドとしても譲渡したから市は知らないというのは逆に事業団としても困るという意見もいただいております。その中で、前回木下委員からお話のありました第12条に絡んで、これについては継続する、これについては市と再度協議をして承認を得なければならない、そういう項目の洗い出しを最終的に確定しまして、協定書についても最終案としてご提示をさせていただきたいと考えております。

木 下

今の国嶋課長の答弁では、括弧書きで監督、指導の項目を入れてもらえるかもしれないという希望的な観測は持ってもいいですか。

国嶋課長

市側もそうですし、議会の委員の皆さんもそうですが、お互いに懸念している事項はございます。同じように事業団サイドも市と変な話ですけれども、縁が切れることに対して懸念を持っている部分もあります。それをどういった形で協定書の文言に入れるのか、別途作成するのか、それについてはまだ決定していませんけれども、前向きに検討させていただきたいと思っております。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長

それでは、多くの時間を割きましてこの滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について審査をしてみました。この高齢者対策につきましては本市だけに限らず、日本全体の問題でもあります。本市においても入居者が100パーセント納得ができるというのはなかなか難しいかとは思いますが、所管の方々には事業団との十分なる協議を重ねていただきたいと思います。

以上をもちまして、滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等につきましても臨時会前の審査は終結いたします。これ以上さらに質疑のある方は1月以降、臨時会があるかと思っておりますので、そのときに質疑をしていただければと思います。それでは、報告済みといたします。

2. その他について

委員 長
清 水

2、その他について委員から何かございますか。

事業団について、これから協議が本格化し、どんどん煮詰まっていくわけです。臨時会の直前の委員会への報告ということになるのですか。そのあたりは、今後できるだけ委員会に報告して進めていったほうがいいと思うのですがいかがでしょうか。

委員 長

清水委員の意見、十分理解して進めたいと思います。

ほかに委員から何かございますか。

(なしの声あり)

事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委員長

3、次回委員会の日程につきましては正副委員長に一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

以上で第33回厚生常任委員会を閉会いたします。

閉 会 16:02